

社会福祉法人 緑水会
 相談支援事業所 ひのきのその 重要事項説明書
 (指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 緑水会
法人所在地	〒190-0214 東京都西多摩郡檜原村 5650 番 8
連絡先	電話番号 042-598-0333 FAX 番号 042-598-0334
代表者氏名	理事長 岡部義和

2 事業所の概要

事業所の名称	ひのきのその
事業の種類	指定一般相談支援事業 指定特定相談支援事業／指定障害児相談支援事業
事業所の所在地	〒197-0834 東京都あきる野市引田 18 番地 5 (15 街区 12)
事業所の連絡先	電話番号 042-518-7533 (緊急時携帯電話 090-4705-5503) FAX 番号 042-518-7532 メールアドレス e-mail@hinokinosono.com
事業所番号	指定一般相談支援事業 1335400030 (平成 25 年 4 月 1 日指定) 指定特定相談支援事業 1334900519 (令和 7 年 6 月 1 日指定) 指定障害児相談支援事業 1375200217 (令和 7 年 6 月 1 日指定)
事業所開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
主たる対象者	精神障害者・知的障害者・身体障害者・障害児
管理者	富永知里 (相談支援専門員兼任)
相談支援専門員	富永知里 (精神障害関係従事者養成研修、医療的ケア児等支援者育成研修等修了)
サービスの種類	1、基本相談支援 2、指定一般相談支援 ①地域移行支援 ②地域定着支援 3、指定特定相談支援・指定障害児相談支援 ①指定計画相談支援・指定障害児相談支援 ・サービス利用支援 (サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成) ・継続サービス利用支援 (モニタリング等)
サービス提供の内容	1、基本相談支援 ・障害者およびその家族からの相談に応じ情報を提供 ・区市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整

	<p>2、指定一般相談支援事業</p> <p>①地域移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援計画の作成 ・ 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助 ・ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等にかかる同行による必要な支援 ・ 一人暮らしに向けた体験的な利用等にかかる同行による必要な支援 <p>②地域定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域定着支援計画の作成 ・ 利用者に対する常時の連絡体制の確保 ・ 緊急時における一時的な滞在等による支援 ・ <p>3、指定特定相談支援・指定障害児相談支援</p> <p>①指定計画相談支援・指定障害児相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成、及びアセスメントの実施 ・ サービス担当者会議の開催 ・ モニタリングの実施
--	---

3 サービスの目的・運営方針

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定一般相談支援サービスを提供します。 ・ 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定特定相談支援サービス及び指定障害児支援サービスを提供します。
<p>運営方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者またはその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。 ・ 計画相談サービスの提供にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ・ 相談支援サービスの提供にあたっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 職員の勤務体制・配置

職種	勤務体制	資格等
管理者・相談支援専門員	常勤1名（他事業と兼務）	精神保健福祉士、社会福祉士
事務員	非常勤1名（他事業と兼務）	

5 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
営業時間	9:00～17:00
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制を確保しています。 （緊急時携帯電話 090-4705-5503）

6 サービスの提供地域

あきる野市、檜原村及び近隣の区市町村

7 利用料金

障害福祉サービス利用者負担額	厚生労働大臣が定める基準額を支給決区定市町村より代理受領します。なお、事業者が利用者に代わり区市町村から受領した額については、利用者に別途通知します。
交通費	上記6で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費を頂きます。 ※車の場合 1kmあたり50円
その他	上記以外に、利用者の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について利用者の負担となります。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、原則として翌日の15日までに請求しますので、末日までに以下の方法でお支払いください。

- ・事業所での現金でのお支払い
- ・指定口座へのお振込み…振込先口座をご案内致しますので管理者までお申し出下さい。

9 虐待防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見し迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 虐待防止責任者 管理者 富永知里
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

10 この契約に関する苦情・相談窓口

① 事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	苦情解決責任者 富永 知里 (管理者) 苦情受付担当者 吉野 朋 (事務員)
電話番号	042-518-7533
受付時間	9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

② 第三者委員による相談・苦情窓口

第三者委員	三谷泰代	野村法秀
電話番号	042-588-5248	090-2498-1379

③ 区市町村

担当部署	あきる野市障がい者支援課
電話番号	042-558-1111
受付時間	8:30～17:15 (土日・祝日、年末年始を除く)

担当部署	檜原村福祉けんこう課 (やすらぎの里)
電話番号	042-598-3121
受付時間	9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

④ 福祉サービス運営適正化委員会による相談・苦情窓口

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
連絡先	電話番号 03-5283-7020 FAX 番号 03-5283-6997 メールアドレス kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp
受付時間	9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

11 秘密の保持

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持します。また、当事業所では、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12 サービス提供の記録

当事業所では、サービスを提供した際、提供日、内容その他の必要な事項を記録しています。利用者が他の指定相談支援事業所の利用を希望する場合等、申し出があった場合には、協議の上指定相談支援サービスの実施状況などに関する書類を交付します。